

資料 No. 1

規約改正（案）

公益社団法人栃木県サッカー協会規約（改正案）

第 7 章 専 門 委 員 会

（設 置）

第34条 本協会の定款第4条の事業を遂行するために次の専門委員会を置く。

- (1) 第1種委員会
- (2) 第2種委員会
- (3) 第3種委員会
- (4) 第4種委員会
- (5) 女子委員会
- (6) シニア委員会
- (7) 規律・フェアプレー委員会
- (8) 総務委員会
- (9) 財務委員会
- (10) 技術強化委員会
- (11) フットサル委員会
- (12) 審判委員会
- (13) 記録広報委員会
- (14) 医事委員会
- (15) 地区委員会
- (16) 事業委員会
- (17) 施設委員会
- (18) **グラスルーツ**委員会
- (19) マッチコミッショナー委員会
- (20) 顕彰委員会

（業 務）

第38条 各専門委員会の主たる業務はつぎのとおりとする。

- (18) **グラスルーツ**委員会
 - ア. **グラスルーツ**に関する事項
 - イ. **グラスルーツ**に関する大会及び試合の監理

〔改 正〕

平成27年3月1日

平成29年6月10日

平成30年6月9日

平成31年2月24日

令和2年2月23日